

大阪市情報公開審査会からの「問い合わせ」

6月23日付で大阪市情報公開審査会から、「意見書の提出及び口頭意見陳述等申出書等の提出について」問い合わせがあった。大阪IRカジノ計画「コミットメントレター」に関する情報公開請求が非公開決定となり、それを不服として、昨年7月11日、大阪市に審査請求した。実施機関の大阪市から6月20日付で意見書（弁明書）が提出されたので、審査請求人の私が口頭意見陳述などを行うかという問い合わせである。

初めてのことであり、どうするか迷ったが、せっかくの機会なので意見陳述を行い、意見書を提出しようと思う。じつは、もう一つ大阪市に審査請求している。大阪府・市と大阪IR会社が昨年4月に締結した「基本合意」別紙の非公開決定に関する審査請求。コミットメントレターの審査請求は、これと関連する問題なので、とりあえず意見書を準備することにした。

弁明書によると、本件文書において非公開とした情報等の概要は次の4点である。

- ① 三菱UFJ銀行及び三井住友銀行から大阪IR事業に対する融資供与についての本件公募の提案審査書類として大阪府・市に提出された融資確約書（有効期限の更新と本件融資に向けた進捗状況を確認するため、その内容を時点更新した確約書を含む）
- ② 融資確約書の内容を確認するためのやりとりに関する記録
- ③ 本件公募において、融資確約書の内容を確認・審査するための大阪府・市作成資料
- ④ 大阪IR計画認定審査に際して、国から大阪府及び大阪SPCに対して行われた質問及びこれに回答した文書

とりあえず意見書の準備を始めたが、その骨格を示しておこう。

1. なぜ審査請求をしたのか
2. 弁明書に対する意見

11ページに及ぶ弁明書と証拠書類を精査した。弁明書では、本件文書に対して本件決定を行った理由を5点挙げ、「本件決定は条例に則った適正なものである」と結論づけている。

予想された結論ではあるが、承服し難い記述も多く、問題点を指摘しておく。当該公文書を公開することによるIR事業者や大阪府・市への不利益ばかりが過大に評価されているが、とりわけ公費負担をする大阪市民の不利益にはまったく触れられていない。IR事業はきわめて長期にわたる大規模事業であり、土地所有者である大阪市の負担とリスクは大きなものが予想される。市民の理解と合意が欠かせない事業で、情報公開に前向きな姿勢が求められる。たとえ部分公開であっても、計画の根幹部分についての公文書の公開が欠かせないのではないか。

3. 国の認定後にも公開できないのか(国の審査委員会報告から)

(2023年6月30日)